

福井県後期高齢者医療広域連合告示第13号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、福井県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年規則第9号）第80条の規定により公告します。

令和6年4月9日

福井県後期高齢者医療広域連合長 西行 茂

1 業務名

令和6年度後期高齢者医療制度のしおり作成業務

2 業務内容

仕様書のとおりとする。

※仕様書及び設計書は、下記のホームページに掲載する。

（福井県後期高齢者医療広域連合ホームページ：<https://www.fukui-kouiki.or.jp/>）

3 履行期間

契約締結日から令和6年6月24日まで

4 入札条件

入札参加希望者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「令」という。）第167条の4に規定する欠格事由に該当しないこと。

（2）地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体の競争入札参加者資格名簿に登録されていること。

（3）福井県後期高齢者医療広域連合一般競争参加停止及び指名停止等措置要領により停止措置を受けている期間中でない者。

（4）過去2年の間に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、県又は他の地方公共団体と業務内容の種類及び規模をほぼ同じまたはそれ以上とする契約を締結し、当該契約を履行した実績があること。

（5）個人情報保護や対策を目的とした公的機関の認定認証を取得していること。

5 申請方法

次の書類を17に記載する場所に令和6年4月15日（月）午後5時までに提出する

こと。

- (1) 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 業務実績調書
- (3) 4の(2)が証明される書類等の写し
- (4) 4の(4)が証明される書類の写し
- (5) 4の(5)が証明される書類の写し

※(1)、(2)の様式は、下記のホームページに掲載する。

(福井県後期高齢者医療広域連合ホームページ：<https://www.fukui-kouiki.or.jp/>)

6 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和6年4月16日(火)までに通知する。

なお、承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

7 質問方法

この業務内容の質問は、電話等で令和6年4月16日(火)午後5時まで随時受け付け、質問の回答は質問の提出者のみに回答する。

8 入札方法

総価で入札に付する。

9 入札書の記載方法

入札書には、税抜きを記載すること。

10 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年4月23日(火) 午前10時00分
- (2) 場所 福井県福井市西開発4丁目202-1
福井県自治会館5階 広域連合会議室

11 落札者の決定方法

- (1) 福井県後期高齢者医療広域連合財務規則(以下「財務規則」という。)第84条各項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者(開札に立ち会っていない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引か

せるものとする。

12 入札保証金

財務規則第81条の規定により、入札参加者が見積る金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上の入札保証金を入札書提出時に納付すること。

ただし、同規則第81条各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。

13 契約保証金

財務規則第99条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上を納付すること。

ただし、同規則第99条第4項の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。

14 入札の無効

入札参加資格のない者による入札、入札に際して注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他財務規則第87条各項に該当する入札は無効とする。

15 契約書作成の要否

この業務の契約においては、契約書を要する。

16 その他

(1) 第1回目の入札書を提出の際は封をする。

(2) 代理人が入札に参加するときは、委任者（代表者）印、受任者（代理人）印を捺印した委任状を提出するとともに、入札書に受任者（代理人）印を押印すること。

(3) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
この場合における入札の回数は、初回を合わせて2回を限度とする。

(4) 入札は2回まで行う場合があるので、受任者（代理人）印を持参すること。

(5) 令第167条の4第2項に該当する場合、指名停止等の措置をとる場合がある。

(6) 財務規則及びその他の法令を遵守しなければならない。

17 問い合わせ先

【入札に関すること】

福井県後期高齢者医療広域連合 総務課 担当 山本（ヤマモト）

【仕様書に関すること】

福井県後期高齢者医療広域連合 業務課 担当 濱口（ハマグチ）

〒910-0843 福井県福井市西開発4丁目202-1 福井県自治会館5階

TEL 0776-54-6330 FAX 0776-52-5720

E-mail info@fukui-kouiki.or.jp